

群馬県スポーツ選手等海外派遣壮行金交付要項

- 1 公益財団法人群馬県スポーツ協会は、群馬県スポーツの競技力向上を図るため、当協会加盟競技団体に所属するスポーツ選手等が日本代表として海外競技会などに参加する時は、壮行金を交付することとし、交付の基準及び手続きについては、この要項に定めるものとする。
- 2 この要項で定める海外競技会並びに一人当たりの壮行金の額は、次の範囲内とし、1行程で複数の競技会に参加する場合は、その内の1競技会とする。
 - ◎ 選手
 - (1) オリンピック大会 50,000円
 - (2) 世界選手権大会 20,000円
 - (3) アジア競技大会 20,000円
 - (4) その他の国際競技大会等 10,000円
 - ◎ 監督・コーチ
 - (1)～(4)の選手引率の監督・コーチは、上記当該大会の半額とする。
- 3 この壮行金の交付は、前項に定める大会に参加する当該スポーツ選手等が所属する競技団体の会長の報告（別記様式1）に基づいて交付するものとする。
- 4 この壮行金の交付を受けた当該スポーツ選手等が所属する競技団体の会長は、帰国後1ヶ月以内に当協会理事長あてに報告書（別記様式2）を提出するものとする。
- 5 この要項に定めるもののほか、壮行金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

※ 補則1 2項(3)のアジア競技大会は、OCA（アジアオリンピック評議会）が主催する大会とする。

※ 補則2 2項(4)に該当する大会

- ア 世界ジュニア選手権大会（年齢毎に参加基準が設けられている大会含む）
- イ ユニバーシアード大会
- ウ ワールドカップ（1シーズン1回のみ）
- エ その他中央競技団体が日本代表として、派遣する国際大会

昭和62年4月1日 制定
平成22年4月1日 改訂
平成24年4月1日 改訂
平成26年4月1日 改訂